

個人住民税の特別徴収に関するFAQ

1 個人住民税の「特別徴収」とはどんな制度ですか？

所得税の源泉徴収義務のある事業者（給与支払者）が、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収（天引き）し、従業員（納税義務者）に代わり市町村に納入していただく制度です。

2 なぜ特別徴収をしなくてはならないのですか？

所得税の源泉徴収義務のある事業者（給与支払者）は、従業員（納税義務者）の個人住民税を特別徴収することが地方税法により義務づけられています。

3 特別徴収の対象となる給与所得者はどのような人ですか？

従業員が前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合、事業者は原則として特別徴収しなければなりません。従業員には、パート、アルバイト、役員等が含まれます。ただし、下記の理由により特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる方については、特別徴収を行う必要はありません。

（特別徴収を行う必要がない場合の例）

- a. 常時2人以下のお手伝いさんなどのような家事使用人のみの事業所
- b. 給与の支払期間が1月を超える者（給与の支払いが不規則の者を含む）
- c. 退職者又は休職者（5月31日までに予定している者を含む）
- d. 給与額が少なく税額が引けない者
- e. 他の事業所で特別徴収される者（乙欄適用者）
- f. 事業専従者（青色申告者の専従者は除く）

※詳しくは石垣市税務課までお問い合わせください。

4 アルバイト・パート従業員が多いのですが、全ての従業員を特別徴収しなくてはならないのですか？

従業員が前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合、事業主は原則として特別徴収しなければなりません。したがって、アルバイト・パート等の従業員の方であってもこの要件に当てはまる場合は特別徴収することになります。

※ただし、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる方については、特別徴収を行う必要がない場合があります。（質問3参照）詳しくは石垣市税務課までお問い合わせください。

5 従業員の少ない事業所でも特別徴収しなければなりませんか？

しなければなりません。ただし、従業員（納税義務者）が常時10人未満の事業所の場合は石垣市に申請し承認を受けることにより年12回の納期を年2回にする制度（「納期の特例」）を利用できます。

6 特別徴収を始める場合、事務が複雑になったり、大変になったりしませんか？

事業主の皆さまに行っていただく主な事務は、

- 1 毎月の給与から石垣市が通知した税額を徴収（天引き）し、
- 2 徴収（天引き）した税額を翌月の10日までに石垣市に納入し、
- 3 従業員の就職、退職があれば石垣市に連絡をする、というものです。

所得税のように税額の計算や年末調整などを行う必要はありません。

7 従業員から普通徴収（本人納付）で納めたいと言われるのですが？

地方税法及び石垣市税条例で、原則として所得税を源泉徴収している事業主の方は、従業員の個人住民税の特別徴収をしなければならないこととされています。

そのため、従業員の方が個々に徴収区分を選択することは認められていません。

8 「特別徴収」、「普通徴収」は事業主が選択できるのではないのですか。

法令では、事業者の意思で特別徴収するかどうかを選択することはできません。従業員が前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合、事業者は原則として特別徴収しなければなりません。したがって、希望ではなく条件による判断となりますのでご理解ください。

9 職種柄、従業員の就職・退職が激しいため、他市町村では普通徴収にしてもらっているの、同様にお願いします。

特別徴収義務者の指定は、地方税法第321条の4の規定によるものです。

就職・退職が多いことを理由に、普通徴収にすることはできません。

10 特別徴収の手続きはどうなりますか。

特別徴収開始までには以下の手続きが必要となります。

- 1 1月末日までに石垣市税務課へ給与支払報告書を提出してください。
- 2 石垣市税務課において個人住民税の税額を計算します。
- 3 個人住民税の特別徴収義務者に対して、5月31日までに「特別徴収税額の決定通知書」を送付します。
- 4 特別徴収税額の通知書には、6月から翌年5月までに徴収していただく個人住民税額が記載されていますので、毎月の給与から記載された月割額を徴収（天引き）してください。
- 5 徴収（天引き）した個人住民税は、翌月の10日までに金融機関等で納入してください。
※新たに特別徴収への切り替えを希望される場合の手続は、石垣市税務課へお問い合わせください。

11 特別徴収を行った従業員が退職・転勤・休職した場合はどうなりますか？

いずれの場合も「給与所得者異動届出書」を提出（翌月10日期限）してください。（特別徴収税額が0円の方や、個人住民税を既に納入済みの方についても提出してください。）

退職した場合は、退職の時期によって取扱いが異なります。

・6月1日から12月31日までの間に退職した場合

退職日までに支払われる給与又は退職手当等の額が未徴収税額を上回り、かつ、退職者から一括徴収の申出があったときは、未徴収税額の全額を給与又は退職手当等から徴収してください。それ以外の場合は、未徴収税額を普通徴収で納めることとなります。

・翌年の1月1日から4月30日までの間に退職した場合

その年の5月31日までに支払われる給与又は退職手当等の額が未徴収税額を上回る場合は、退職者からの申出によらず、未徴収税額の全額を給与又は退職手当等から一括して徴収しなければなりません。

※5月に退職した場合は、当該月の給与又は退職手当等から忘れずに徴収してください。

※具体的な手続きについては、石垣市税務課までお問い合わせください。